

## 「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」の概要

### 背景等

#### 条例改正の背景

- ・核家族化や高度情報化等の進行による家庭や地域の教育力の低下  
青少年の環境整備に加え、より青少年の健全育成を推進する必要
- ・地域社会の担い手として、より一層の若者の活躍を期待  
活力ある地域社会の実現のための若者の活動を支援する

現 行 **青少年の環境整備（規制が主）**

改正案

**青少年の健全育成**

**若者の活動の支援**

**青少年の環境整備**

### 青少年の健全育成の充実及び若者の活動の支援の創設

#### 前 文【新設】

- ・青少年及び若者に対する県民の願い
- ・青少年の健全育成と若者の活動の支援に向けた県民の取組
- ・条例制定の決意

#### 目 的【見直し】

- ・基本理念や関係者の責務を明示し、青少年の健全育成及び若者の活動の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- ・青少年の環境整備

#### 基本理念【新設】

- ・青少年の健全育成及び若者の活動の支援のあるべき姿勢を明示
- ・県、県民等の関係者が相互に連携し一体的に推進

#### 関係者の責務等【新設・見直し】

- ・県・県民・保護者・青少年育成者・事業者の責務、青少年及び若者の努力

#### 青少年の健全な育成等に関する施策【新設】

- ・基本計画
- ・推進体制の整備 等

### 現行の青少年の環境整備の見直し

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の規制（主なもの）

【新設】 ・事業者の努力

・非行助長行為の禁止

【拡充】 ・有害図書等の陳列場所の制限等

・有害行為のための場所提供等の禁止

・深夜における興行場等への入場の禁止

#### 罰則の強化【新設・見直し】

- ・近県の条例を参考に、必要に応じて罰則を新設又は引き上げ  
有害図書等の販売等の禁止（罰金：20万円以下 30万円以下） 等

「青少年」の年齢の下限を引き下げ：小学校就学始期 0歳（上限は18歳未満）

施行期日 平成22年4月1日